

大和市告示第107号

大和市介護保険料減免等取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年6月25日

大和市長 大 木 哲

大和市介護保険料減免等取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市介護保険料減免等取扱要綱（平成21年大和市告示第110号）の一部を次のように改正する。

第3条中「とおり」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同条第1号中「条例第12条第1項第1号」を「規則第4条第1項各号」に、「する。」を「した期間」に改め、同条第2号中「条例第12条第1項第2号」を「規則第4条第2項第1号」に改め、「とする。」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 規則第4条第2項第2号に該当する場合 給付制限期間（ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第63条の規定に該当することとなり、及び該当しなくなった日の属する月については、その期間に含まないものとする。）

第5条第1項中「に定めるところによる」を「の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする」に、「ではない」を「でない」に改める。

第6条第2項中「その限りではない」を「この限りでない」に改める。

第7条第1項中「条例第11条第1項第1号」を「規則第4条第1項第1号」に改め、同項第3号中「第4条の表に規定する」を「第4条第1項第1号の表に掲げる」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「に規定する」を「の表に掲げる」に、「認定した損害の程度が、同号」を「同表」に改め、同条第3項中「第4条第2項第4号」を「第4条第2項第1号エ」に、「の預貯金等は」を「は、」に改める。

第8条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。